

## 資料 4

### 酢酸カルシウム及び酸化カルシウムの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	<p>貴省より提出された「酢酸カルシウム 指定のための検討報告書」及び「酸化カルシウム 指定のための検討報告書」（以下、併せて「報告書」とする。）によれば、酢酸カルシウム及び酸化カルシウムの一日推定摂取量は、栄養強化剤としては「平成21年国民健康・栄養調査報告書」に基づき6 mg/人/日、製造用剤としては、指定添加物及び既存添加物であるカルシウム含有添加物のうち、製造用剤としての用途を有するものが酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに置き換わると仮定して、個々のカルシウム含有添加物の摂取量を合計して81～88 mg/人/日とし、これらの合計により、87～94 mg/人/日とされている。しかし、この推計方法は、異なる手法により推計された値を合計しており不適切であると考えられる。</p> <p>指定添加物及び既存添加物であるカルシウム含有添加物のうち、栄養強化剤又は製造用剤としての用途を有するもの（報告書に記載のない未焼成カルシウムを含む）が酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに置き換わると仮定し、個々のカルシウム含有添加物の摂取量を合計することで改めて酢酸カルシウムと酸化カルシウムの一日推定摂取量を算出されたい。</p>	<p>酢酸カルシウム及び酸化カルシウムの安全性評価に必要なため。</p>
2	<p>上記に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。</p>	<p>同上</p>